

平成 10 年 7 月 31 日

改正 令和 2 年 12 月 1 日 2 水漁第 974 号  
水産庁漁政部長・資源管理部長連名通知

### 漁船におけるマルシップ方式の導入について

我が国の漁業は、魚価の低迷、輸入水産物の増大、資源状態の悪化、漁業就業者の減少等極めて厳しい状況に置かれている。また、漁業就業者数についても、減少・高齢化が急速に進んでおり、漁業を担うべき労働力の確保が困難な状況にある。このような状況は遠洋漁業においても顕著に現れており、国際的な操業規制の強化等の動きにも対処するため、早急に漁船船員の確保のための対策等を講じるとともに、国際競争に耐えうる経営体質を確立する必要に迫られている。

我が国漁船漁業の維持発展を図るためには、今後とも優れた日本人漁船員を確保・育成していくことを基本とすべきであるが、現下の状況に適切に対応するためには、外国人漁船員の活用の方途を更に拡大することが必要である。

これまで、遠洋漁業においては、平成 2 年から海外基地を利用する漁船を対象に海外で乗下船すること等を条件として外国人漁船員の受入れが行われてきたところであるが、この度、関係業界及び関係省庁間の協議が整い、既に導入されている外航海運業界の外航船舶と同様の運航形態をなす漁船、即ち、主として外国 200 海里水域で操業し、必要の都度外国の港に寄港する漁船を対象に、マルシップ方式の導入を進めることとなったところである。

については、漁船へのマルシップ方式の導入に際して、下記の点について遺漏のないよう、関係業界への連絡及び指導方よろしく御配慮願いたい。なお、船員手帳の交付等の手続きについては別途運輸省より示されることとなっていることを申し添える。

### 記

#### 1. マルシップ方式の導入に当たっての注意事項

- (1) マルシップ方式の導入に伴い、外国人漁船員の混乗比率が増加することとなるので、船内における漁船員相互の融和に一層留意すること。
- (2) 外国人漁船員の人権擁護や労働環境の整備に十分注意を払うこと。
- (3) マルシップ方式の導入に伴い日本人漁船員の雇用不安を惹起させないように留意すること。
- (4) 外国人漁船員の本邦上陸に際しては、法令等の遵守の徹底を図ること。
- (5) 漁業秩序を遵守すること。

#### 2. 用船契約等について

- (1) マルシップに移行する際には、大臣許可漁業に係る許可を受けた者又は

届け出漁業を営む者が、当該漁業の操業のために使用する漁船を外国法人に貸し渡し、直ちに当該漁船を定期用船すること。すなわち、貸渡しを行う者と定期用船を行う者は同一の者とし、裸用船契約と定期用船契約は原則として同日付けで締結すること。

なお、これら契約の日付が異なる場合等においては、当該船舶を使用する権利を実質的に失ったと認められ、大臣許可漁業に係る許可が失効する等の漁業法上の問題を惹起することがあるので、留意すること。

- (2) 裸用船契約及び定期用船契約の期間については、当該漁船のマルシップへの移行が大臣許可漁業に係る許可又は届出漁業に係る届出（以下「漁業許可等」という。）の更新と同一の時期でない場合は、漁業許可等の残存期間と一致させること。また、マルシップへの移行が漁業許可等の更新時期に行われる場合には、漁業許可等の期間と一致させること。また、マルシップへの移行が漁業許可等の更新時期に行われる場合には、漁業許可等の期間と一致させること。なお、届出漁業については、毎年、届出を行う必要があり、その都度用船契約等を締結し直すことは、漁業者の過重な負担になると考えられるので、5年を超えない範囲で契約を更新する旨の自動更新条項を用船契約等に盛り込むことも差し支えないものとする。

### 3. 漁業許可等の期間の途中においてマルシップに移行する際の取扱いについて

- (1) 漁業許可等の期間の途中においてマルシップに移行する際には、当該漁船により漁業を営む者は、大臣許可漁業に係る許可証又は届出漁業に係る届出書（以下「許可証等」という。）、裸用船契約書、定期用船契約書及びマルシップ管理委員会の承認証の写しを添付の上、用船契約等の内容の確認を求める申請書を、別紙様式第1号により水産庁資源管理部長に提出すること。
- (2) 水産庁資源管理部長は、(1)の申請書の提出があった場合において、当該用船契約等の内容が1及び2の規定に照らし適切なものであると認めるときは、別紙様式第2号により確認済証を交付するものとする。
- (3) (2)により確認済証の交付を受けた者は、確認済証を当該確認に係る船舶内に備え付けておくこと。
- (4) なお、具体的な手続については、それぞれの漁業種類ごとに水産庁担当課の指示に従うこと。

### 4. 漁業許可等の更新等におけるマルシップ漁船の取扱いについて

- (1) 漁業許可等の更新時にマルシップに移行する場合には、当該漁業許可等に係る所要の書類に加え、3の(1)の申請書並びに裸用船契約書、定期用船契約書及びマルシップ管理委員会の承認証の写しを添付すること。
- (2) 既にマルシップ方式を導入している漁船について漁業許可等を更新する場合には、当該漁業許可等に係る所要の書類に加え、3の(1)の申請書並びに3の(2)の確認済証、裸用船契約書、定期用船契約書及びマルシ

ップ管理委員会の承認証の写しを添付すること。ただし、2の(2)の自動更新条項により用船契約等が更新される場合には、3(1)の申請書を添付する必要はないものとする。

5. マルシッ方式を中止する場合について

マルシッ方式を中止する場合には、裸用船契約及び定期用船契約が終了又は中断したことを示す書類及びマルシッ管理委員会の中止に係る承認証の写しを添付の上、3の(2)の確認済証を水産庁資源管理部長に返納すること。